

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業)
公募要領

平成 26 年 8 月
一般社団法人温室効果ガス審査協会

一般社団法人温室効果ガス審査協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）の交付決定を受け、事業場・工場におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための先進的で効率的な低炭素機器等の導入を行う事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、補助事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、選定され、補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者（以下「応募者」という。）が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的

○ 本補助金は、先進的で高効率な低炭素機器の導入に取り組む事業者が、当該機器の導入等を加味した適切な二酸化炭素排出削減目標を設定し、低炭素機器の導入と併せて事業所における運用改善の取組も行いつつ、本事業の参加者全体で排出枠を調整し、補助事業全体で確実な排出削減を担保し、業務・産業両部門における二酸化炭素排出量を効率的に大幅削減する事業（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減事業）のうち、先進的で高効率な低炭素機器（以下、「補助対象設備」という。）の導入を支援することを目的としています。

○ 本補助金の執行は、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付要綱（環地温発第1404017号）（以下「要綱」という。）及び先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領（環地温発第1404018号）（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。（詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書の提出が必要です。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消やそれに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 補助金の内容

応募者は、別紙1「環境省指定先進的高効率機器一覧」の設備を含む先進的で高効率な機器等の導入や、事業場・工場全体における運用改善の取組を加味した適切な二酸化炭素排出削減目標を申告し、実施要領第2（6）②に定める方法（リバースオークション方式）による選定を経て、補助金の交付の手続きを行うこととします。

3. 応募者の要件

本補助事業の応募者の要件は以下のアからエの法人・団体であり、かつ①から③の要件をすべて満たすものとします。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人

- ① 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ② 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③ 別紙2に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

※ ESCO事業、リース等を活用した参加に際しては、原則として補助対象設備の所有者を代表事業者、補助対象設備を導入する事業場・工場の所有者を共同事業者として共同申請することが可能です。共同申請における参加形態に関する疑義は、個別にお問い合わせください。

※ リースを活用する場合、応募書類にリース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳）の提出が必要です。また、原則として、設備の法定耐用年数期間は、リース契約を継続頂く必要があります。

※ 補助事業の実施については、単独の事業場・工場における実施に限らず、同一法人の複数の事業場・工場において実施し、1申請として応募することも可能です（グループ参加）。この場合、補助対象設備の導入のない事業場・工場が含まれていてもかまいませんが、参加する事業場・工場のエネルギー管理・二酸化炭素排出量管理が統一的に実施されていることが条件となります。

4. 補助事業の要件

国内の事業場・工場において、補助対象設備の導入を行う事業のうち、以下①から③の要件をすべて満たす事業

- ① 事業場・工場における基準年度排出量（実施要領第2（2）②参照）が50t-CO₂以上であること
 - ② 補助事業実施後の事業場・工場の二酸化炭素排出量が、基準年度比で削減される事業内容であること
 - ③ 補助対象設備に、別紙1「環境省指定先進的高効率機器一覧」から、少なくとも1つ以上の機器・設備を含めること
- ※ 基準年度排出量については、「ASSET モニタリング報告ガイドライン ver. 3.0」（以下「モニタリングガイドライン」という。）に定める算定方法により、別途定める様式（算定報告書）を用いて算定します。なお、基準年度排出量の算定が不可能である場合は、申請が出来ません。
- ※ 事業場・工場の定義及び単位の考え方については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の取扱いに準じます。
- ※ ②に関して、補助事業は既存の機器・設備をより高効率な機器・設備に更新する事業であり、新規導入は対象外となります。ただし、導入する設備・機器の能力・出力が、既存設備・機器の能力・出力を超えても差し支えありません。

5. 補助対象設備の導入に要する経費

補助対象設備の導入に要する以下の経費（以下「補助対象経費」という。）が対象であり、補助事業で使用されたことを証明できるものに限り、補助対象経費の詳細は、別表第1をご参照下さい。

- ① 本工事費
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費
- ⑥ 事務費

なお、国からの他の補助金等（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費は含めることができません。また、本補助金と、エネルギー環境負荷低減促進税制（グリーン投資減税）の併用もできません。

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ CO2 排出削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器（法定必需品など）
- ・ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・ 少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- ・ 既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費も含む）
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品
- ・ 予備品
- ・ 官公庁等への申請、届出等に係る費用
- ・ 本補助金への応募・申請手続に係る経費

6. 補助金の交付額

補助対象経費の1／3以内（1事業あたりの補助金の上限は2億円）

7. 補助事業の実施期間

交付決定日から平成27年2月28日までとします。

8. 補助事業の選定及び交付決定

(1) 補助事業の選定基準

応募者より提出された書類等をもとに、「3. 応募者の要件」及び「4. 補助事業の要件」をすべて満たすものの中から、実施要領第2（6）②に定める方法（リバースオークション方式）により、予算の範囲内で補助事業を選定します。

リバースオークション方式は、下記の式により算出される値の小さいもの（=1t-CO2削減量当たりの補助金額が少ない事業）から順に、予算額に達するまで選定する方式です。

補助事業の選定にあたっては、多様な参加者を確保し、優れた温暖化対策を促進していく観点から、費用効率性については、事業場、工場の二部門に分けた上で比較します。事業場と工場が混在して一つの参加単位を形成している場合については、補助対象設備を導入するのが主として事業場か工場により、部門を判断します。

また、同様の観点から、1事業者当たり1事業場または1工場の選定を優先します（1事業者当たり二つ目の事業場または工場は、他事業者の一つ目の事業場または工場に劣後します。）。

補助金交付申請額

$$\text{補助の費用効率性} = \frac{\text{補助金交付申請額}}{\text{補助の費用効率性を求める際に算定される削減量（※）}}$$

- ※ 補助の費用効率性を求める際に算定される削減量
 = (設備導入による二酸化炭素排出削減目標量／年
 + 設備導入以外の排出削減取組による二酸化炭素排出削減目標量／年×1/2)
 × 導入される設備の法定耐用年数

- ※ 「設備導入以外の排出削減取組による二酸化炭素排出削減目標量」とは、施設の運用改善努力による削減量等を指します。なお、1/2 を乗じる理由は、本削減量は、設備導入に比べて削減効果の継続性に課題がある点を考慮し、評価するためです。なお、空間ごと、用途ごと又は個別機器ごとの分解能でエネルギー消費状況を計測・分析した上で、複数のエネルギー消費設備を制御するシステム等が設置される場合には、運用改善であっても当該効果の継続が期待されるため、1/2 を乗じる必要はありません。また、1/2 を乗じるのは、選定基準としての費用効率性を算出する時のみであり、二酸化炭素排出削減目標の達成の有無の確認に用いる実排出量の算定においては、1/2 を乗じません。
- ※ 法定耐用年数の異なる補助対象設備がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決めます。

ア 複数設備の耐用年数の単純平均

イ それぞれの設備の排出削減目標量に対する寄与度を踏まえた加重平均による耐用年数

- ※ 排出削減目標量については、応募書類に記載した値を、応募書類提出後に変更することはできません。基準年度排出量については、検証を受検した結果、変動することがあり得ますが、この場合でもこれらの数値を変更することはできません。

(2) 補助金の交付決定

選定された事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金対象となるのは、原則平成27年2月28日までに終わる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものとなります。

協会は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた後に事業開始することになります。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するにあたっては、契約・発注日は協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）でなければなりません。

9. 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了（補助対象設備の検収が完了したことを指す）したときは、交付規程に従い、事業終了後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を協会宛に提出していただきます。

協会は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

10. 補助金の支払い

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後協会から補助金を支払います。

11. 応募の方法

(1) 提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。提出書類のうち、ア及びエ（別添1～4）については、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

ア 応募申請書【様式1】(Word(.doc)形式)

イ 代表事業者の業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為

ウ 直近2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※1

(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること。)

エ 下表に定める別添資料

区 分		事業場		工場	
		単独参加	グループ参加	単独参加	グループ参加
別添1	整備計画書	○	○	○	○
	別紙1 事業実施場所の一覧	—	○	—	○
	別紙2 他の補助事業の利用状況等について	○	○	○	○
	別紙3 法定耐用年数の根拠について	○	○	○	○
	別紙4 補助対象として導入される先進技術による設備について	○	○	○	○
別添2	経費内訳(平成26年度)	○	○	○	○
別添3	平成27年度の年間CO2削減目標量の内訳(任意様式の添付可)	○	○	○	○
別添4	算定報告書	○	○	○	○
その他 添付資料	導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)	○	○	○	○
	建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し(直近のもの)※2	○	○	—	—
	対象設備に関するリース契約書等(案)、リース料計算書(任意様式)	リースの場合のみ			

※1 事業実施主体は、補助事業を確実に遂行できる経理的基礎を有することが必要です。このため、経理状況説明書として、直近2カ年の貸借対照表及び損益計算書をご提出いただき、経理的基礎に係る審査を行います。連続して債務超過または赤字決算である場合、経営改善計画を作成し、添付してください。代表事業者、共同事業者共に必要となります。

※2 「建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し」は、別添4「算定報告書」に記載箇所のある、建物の延べ床面積を確認のために提出いただくものです。

(2) 公募期間

平成26年8月4日(月)～平成26年8月29日(金)17時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 提出部数

(1) 正本1部・副本1部を提出して下さい。(ファイリングは不要です。)

また、別添1～別添4の提出書類のデータを保存したCD-Rを1部提出して下さい。CD-Rに事業者名・事業場または工場名を必ず記載して下さい。

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 提出方法及び提出先

(1) で示した書類(紙)と電子媒体を、郵送により下記提出先へ提出してください(書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(上記公募期間内に必着のこと))。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「平成26年度ASSET事業応募書類」を朱書きで明記してください。

提出先：一般社団法人温室効果ガス審査協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル 7階

(5) 公募説明会

2次公募においては、公募説明会は開催いたしません。

ASSETウェブサイト (<http://www.asset.go.jp/>) にQ&Aがありますのでご参照ください。

(6) 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、平成26年8月4日(月) から平成26年8月22日(金)の期間、受付します。詳細は、次のとおりです。

問い合わせは、ASSET2014公募質問票(EXCEL FILE)を用いて行ってください。電子メールを利用し、メール件名を「平成26年度ASSET事業に関する問い合わせ(例：〇〇〇株式会社)」とし、括弧内に団体等の名称を記入してください。

<問い合わせ先>

一般社団法人温室効果ガス審査協会：担当 角田、高野、加藤

E-mail：asset2014@gaj-asset.jp

TEL：03-6261-4381

FAX：03-6261-4382

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。

設備費	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則平成27年2月末日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に領収書を協会に提出することとする。）となります。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、協会から交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）であること。

(4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は平成27年3月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた委託等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（委託費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします(詳細は p14「補助事業における利益等排除について」参照)。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている関係会社（親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

環境省指定先進的高効率機器一覧
(先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業)

対象機器	基準
①店舗・オフィス用エアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のものうち、個別制御ができない店舗・オフィス用途のもの。JIS C 9612 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率（APF）が以下の基準を満たすもの。なお、冷房能力が16kW以下の機器については、低GWP冷媒（R32以下のもの）を利用したものに限る。</p> <p>冷房能力\leq4.0kW : 6.7 4.0kW$<$冷房能力\leq5.0kW : 6.5 5.0kW$<$冷房能力\leq6.3kW : 6.2 6.3kW$<$冷房能力\leq11.2kW : 6.3 11.2kW$<$冷房能力\leq16.0kW : 5.6 16.0kW$<$冷房能力 : 4.8</p>
②ビル用マルチエアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、複数の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のものうち、個別の制御が可能なビル用途のもの。JIS C 9612 に掲げる計算式に基づいて算出される COP（成績係数）もしくは通年エネルギー消費効率（APF）について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>（APF） 冷房能力\leq16.0kW : 5.2 16.0kW$<$冷房能力\leq22.4kW : 5.7 22.4kW$<$冷房能力\leq33.5kW : 5.4 33.5kW$<$冷房能力\leq56kW : 5.2</p> <p>（COP） 56.0kW$<$冷房能力\leq101.0kW : 3.94 101.kW$<$冷房能力 : 3.60</p>
③ガスエンジンヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、JIS B 8627 に掲げる計算式に基づいて算出される期間成績係数（APF）もしくは成績係数（COP 冷房時）について下記いずれかの基準を満たすもの。なお、発電機能付きの製品については APF・COP 等を測定できないため、その母型機の APF・COP 等によって判断するものとする。</p> <p>（APF・高位発熱量基準） 2.24</p>

	(COP・高位発熱量基準) 1.36
④温水ボイラ	燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して業務用の給湯や暖房用途の温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。 出力<1000kW : 105% 1000kW≤出力 : 88% (低位発熱量基準)
⑤蒸気ボイラ	ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。 蒸発量≤1500kg/h : 96% 1500kg/h<蒸発量≤7200kg/h : 98% 7200kg/h<蒸発量 : 94% (低位発熱量基準)
⑥ヒートポンプ給湯機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機で、自然冷媒を利用したもののうち、JRA4060:2009に基づいて算出される夏期、冬期、中間期の成績係数(COP)の平均値が以下の基準を満たすもの。 加熱能力≤20kW : 4.53 20kW<加熱能力 : 3.83
⑦潜熱回収型給湯器	排気中の潜熱を回収して再加熱するための機能を有する給湯器のうち、JIS S2075における家庭用ガス・石油温水機器のモード熱効率(定格加熱能力を高位発熱量基準の定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して算出した数値)が0.95以上であるもの
⑧コージェネレーション	ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率(発電端)又は発電効率について下記いずれかの基準を満たすもの。 (総合効率・低位発熱量基準) 82% (発電効率・低位発熱量基準) 41%
⑨吸収式冷温水機、 吸収式冷凍機	臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、冷凍能力または加熱能力を加熱源熱消費量(消費電力は含まない)で除して算出される成績係数(COP)が以下の基準を満たすもの。 冷房能力<70RT : 1.12 70RT≤冷房能力<150RT : 1.30

	150RT≦冷房能力：1.35 (高位発熱量基準)
⑩ターボ冷凍機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機のうち JISB8621 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) もしくは期間成績係数 (IPLV) について下記いずれかの基準を満たすもの。ただし、オゾン破壊係数が 0 の冷媒を使用しているものに限る。</p> <p>(COP)</p> <p>冷凍能力≦220USRT：5.64 220USRT<冷凍能力≦500USRT：5.88 500USRT<冷凍能力：5.96</p> <p>(IPLV)</p> <p>冷凍能力≦220USRT：7.24 220USRT<冷凍能力≦500USRT：8.05 500USRT<冷凍能力：8.01</p>
⑪空冷ヒートポンプ チリングユニット	<p>冷温水を発生させる空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値(COP)が 3.69 以上であるもの。</p> <p>なお、COP は冷房時：外気温度 35℃、冷水入口温度 14℃、冷水出口温度 7℃、暖房時：外気温度 7℃、温水入口温度 40℃、温水出口温度 45℃の条件下において算出したものとする。</p>
⑫水冷ヒートポンプ チリングユニット	<p>冷温水を発生させる水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して算出した数値(COP)が以下の基準を満たすもの。なお、COP は冷水入口 12℃、冷水出口 7℃、冷却水入口 30℃、冷却水出口 35℃の条件下において算出したものとする。</p> <p>冷却能力≦20.0kW：3.85 20.0kW<冷却能力≦40.0kW：3.90 40.0kW<冷却能力≦80.0kW：3.98 80.0kW<冷却能力：5.15</p>
⑬循環加温ヒートポンプ	<p>循環する水等の二次媒体を加熱する熱源機であり、ヒートポンプ方式のものうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が 2.66 以上であるもの。なお、算出に当たっては、吸込空気温度を冬期：7℃、中間期 16℃、夏期 25℃、温水出口温度を 65℃とすることを前提条件とし、それぞれの季節の平均値を取る。</p>
⑭高温水ヒートポンプ	<p>下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、温水出口温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。</p>

	<p>加熱能力<100kW 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 15℃ : 2.62 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 30℃ : 3.35 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 45℃ : 3.49</p> <p>加熱能力≥100kW 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 15℃ : 2.70 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 30℃ : 3.39 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 45℃ : 4.56</p> <p>加熱能力≥100kW 温水出口温度 90℃、熱源水入口温度 15℃ : 2.69 温水出口温度 90℃、熱源水入口温度 30℃ : 3.15 温水出口温度 90℃、熱源水入口温度 45℃ : 3.09</p>
⑮熱風ヒートポンプ	<p>高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が 3.44 以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度 : 20℃、熱風供給温度 100℃、蒸発温度 20℃を前提条件とする。</p>
⑯蒸気発生ヒートポンプ	<p>蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気供給温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。</p> <p>蒸気供給温度 120℃、熱源水入口温度 65℃ : 3.53 蒸気供給温度 165℃、熱源水入口温度 70℃ : 2.46</p>
⑰LED ベースライト照明器具 (光源一体型、40W 直管蛍光ランプ形)	<p>発光ダイオード (LED) を光源に使用したベースライト照明器具であり、光源一体型の 40W 直管蛍光ランプのうち、光出力を入力電力で除して算出した数値が 160[lm/W]以上のもの。</p>
⑱LED ベースライト照明器具 (光源一体型、32形/45形蛍光灯スクエアタイプ)	<p>発光ダイオード (LED) を光源に使用したベースライト照明器具であり、光源一体型の 32形または 45形蛍光灯 (スクエアタイプ) のうち、光出力を入力電力で除して算出した数値が 143[lm/W]以上のもの。</p>
⑲誘導モータ	<p>固定子巻線に交流電流を流して回転磁界をつくり、電磁誘導によって回転子巻線に誘導電流を流し、それと磁界との作用により回転トルクを発生させるモータのうち機械出力を入力電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出にあたっては極数 : 4 極、周波数 : 60Hz における数値とする。</p> <p>容量 ≤ 2.2kW : 89.5 2.2kW < 容量 ≤ 10.0kW : 91.7 10.0kW < 容量 ≤ 15.0kW : 93.0</p>

⑳ 永久磁石同期モータ	<p>15.0kW<容量：93.6</p> <p>回転子に永久磁石（PM）を使用した同期モータのうち、機械出力を入力電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出にあたっては定格回転速度が 1,800min⁻¹ における数値とする。</p> <p>容量≤1.5kW：89.5 1.5kW<容量≤5.0kW：91.0 5.0kW<容量≤6.5kW：93.0 6.5kW<容量≤45.0kW：94.0 45.0kW<容量：96.5</p>
㉑ 変圧器	<p>電磁誘導を利用して交流電圧を昇降させる装置のうち、無負荷損と負荷損に負荷率の自乗を足して算出される数値（全損失 W）が以下の基準を満たす（基準以下）ものとする。</p> <p>【油圧変圧器、単相】 (50Hz)</p> <p>容量≤10kVA：58 10kVA<容量≤20kVA：96 20kVA<容量≤30kVA：129 30kVA<容量≤50kVA：191 50kVA<容量≤75kVA：260 75kVA<容量≤100kVA：316 100kVA<容量≤150kVA：430 150kVA<容量≤200kVA：529 200kVA<容量≤300kVA：709 300kVA<容量≤500kVA：982</p> <p>(60Hz)</p> <p>容量≤10kVA：56 10kVA<容量≤20kVA：95 20kVA<容量≤30kVA：125 30kVA<容量≤50kVA：183 50kVA<容量≤75kVA：241 75kVA<容量≤100kVA：306 100kVA<容量≤150kVA：409 150kVA<容量≤200kVA：513 200kVA<容量≤300kVA：691 300kVA<容量≤500kVA：967</p> <p>【油圧変圧器、三相】 (50Hz)</p> <p>容量≤20kVA：129 20kVA<容量≤30kVA：173 30kVA<容量≤50kVA：246</p>

50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 330
 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 400
 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 530
 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 650
 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 869
 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,227
 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 2,325
 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,725
 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,620
 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,605

(60Hz)

容量 ≤ 20kVA : 127
 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 169
 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 240
 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 314
 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 383
 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 508
 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 622
 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 821
 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,158
 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 2,148
 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,613
 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,500
 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,490

【モールド変圧器、単相】

(50Hz)

容量 ≤ 10kVA : 91
 10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 117
 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 196
 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 272
 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 353
 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 421
 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 550
 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 671
 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 866
 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,226

(60Hz)

容量 ≤ 10kVA : 97
 10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 145
 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 185
 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 276
 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 353

	<p>75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 430 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 552 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 676 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 871 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,240</p> <p>【モールド変圧器、三相】 (50Hz) 容量 ≤ 20kVA : 186 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 248 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 368 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 470 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 560 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 729 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 893 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 1,130 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,577 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 2,800 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 3,440 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,740 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,855</p> <p>(60Hz) 容量 ≤ 20kVA : 206 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 251 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 366 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 469 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 573 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 750 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 910 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 1,169 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,624 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 2,838 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 3,480 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,790 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,835</p>
②電子計算機(サーバ型)	<p>電子計算機であり、サーバ型のもののうち、消費電力を複合理論性能で除して算出した数値が以下の基準を満たす(基準以下)もの。</p> <p>A 区分 : 1,418 B 区分 : 2,346 C 区分 : 1.3 D 区分 : 1.3 E 区分 : 3.93</p>

	F 区分：－ G 区分：－ H 区分：－ I 区分：0.15 J 区分：0.246 K 区分：0.65 L 区分：0.39
--	---------------------------------------------------------------------------------

(備考)

- ※ 各機器において電源周波数50Hz 及び60Hz により効率が異なる場合は、いずれかが基準となる水準を満たしていれば対象機器となる。
- ※ 冷温同時取出しを行うヒートポンプ等については、(冷却能力+加熱能力)/消費電力で求められる効率が、該当する機器区分の基準値を満たしている場合には対象となる。
- ※ この一覧表に記載された有効数字によってBAT水準を満たすものか判断することとする
(例：出力1000kWを下回る温水ボイラの水準値は105%であるが、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が104.5%である機器は、四捨五入すると105%となるため、基準を満たす)。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式1

平成 年 月 日

一般社団法人温室効果ガス審査協会

代表理事 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）に係る応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 団体等の概要が分かる説明資料及び定款又は寄付行為
2. 直近2期分の財務諸表
3. 別添1 整備計画書
4. 別添1別紙1 事業実施場所の一覧（グループ）
5. 別添1別紙2 他の補助事業の利用状況等について
6. 別添1別紙3 法定耐用年数の根拠について
7. 別添1別紙4 補助対象として導入される先進技術による設備について
8. 別添2 経費内訳（平成26年度）
9. 別添3 平成27年度の年間CO2削減目標量の内訳
10. 別添4 算定報告書
11. 導入する設備・技術に関する説明資料（様式任意）
12. 建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し（直近のもの）
13. 対象設備に関するリース契約書等（案）、リース料計算書（任意様式）（リースの場合のみ）